

保健指導・健康相談事業に関する個人情報の共同利用について

製紙工業健康保険組合

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。しかし、特定の者との間で共同して利用される個人データについては、個人データを共同で利用すること、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理責任者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態にしているときは、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当せず、個人情報取扱事業者は、本人の同意を得なくても、個人データを提供することができるとされています。

当組合では、特定保健指導及び健康相談事業の実施におきまして、対象者を所属事業所へお知らせし、保健指導の推奨及び日程調整に共同利用します。

1. 共同利用する個人情報（個人データ）

保健指導対象者、健康相談事業対象者の氏名（記号番号含む）

2. 共同利用者の範囲

保健指導対象者及び健康相談事業対象者が所属する製紙工業健康保険組合適用事業所と製紙工業健康保険組合

3. 共同利用目的

- ・保健指導・健康相談事業の実施における日程調整
- ・適用事業所においては健康経営の推進、製紙工業健康保険組合においては加入者の健康の保持推進のため、協力して保健指導・健康相談事業を実施します。

4. 個人情報の管理についての製紙工業健康保険組合の責任者

製紙工業健康保険組合 常務理事

5. 共同利用を希望されない場合

製紙工業健康保険組合健康管理課までお申し出ください。